健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 請願・陳情の審査
 - (2) 陳情第7号 市内の公共空間における受動喫煙防止に関する陳情
 - 資料1 「市内の公共空間における受動喫煙防止に関する陳情」について
 - 資料2 令和2年度路上喫煙防止等統一キャンペーン年間計画表
 - 資料3 路上喫煙通行量調查集計
 - 資料4 陳情の要旨に対する本市の考え方等

令和2年11月12日

健康福祉局

「市内の公共空間における受動喫煙防止に関する陳情」について

1 公共空間(屋外)における喫煙について

(1) 改正健康増進法等

- ○望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き 喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた改正健康増 進法が令和2年4月1日に全面施行されました。
- ○改正健康増進法において、「何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動 喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」ことが規定されており、屋外や家庭などにおい ても、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするなど、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮しなければならない ことが規定されました。
- ○「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」においては、屋外における喫煙の規定がありません。

(2)世田谷区の状況

区民アンケート調査**等の検討を経て、平成30年4月に、それまでの「まちの環境美化」及び「歩きたばこをしない努力 義務」等について規定していた条例を改正し、平成30年10月から区内全域の道路・公園が喫煙禁止と規定されました。 ※平成29年4月6日~5月22日の間、20歳以上の一般区民4,000人を対象に実施。回収数は1,499枚(回収率37,4%)

2 川崎市路上喫煙の防止に関する条例について

(1)条例の概要

ア沿革

川崎市では、平成18年4月に、たばこの火から歩行者を守り、身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路 上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、安全・安心なまちづくりを推進してきました。

条例では、特に路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、路上喫煙防止に 取り組んでいます。

イ 目的

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資す ることを目的としています。(条例第1条)

ウ 条例の規制対象となる路上喫煙の定義

駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいい ます。(条例第2条)

エ 規制の内容

- ○市内全域:路上喫煙をしないよう努めるものとしています。(条例第5条)
- ○重点区域内:市民等は、重点区域においては市長が定める場所(指定喫煙場所)を除き路上喫煙をしてはならな いものとしています。(条例第8条)

また、違反した者は、過料(2,000円)に処することとしています。(条例第10条及び条例施行規則第6条)

(2) 条例制定及び制定後の経過

- ○平成18年 4月:川崎市路上喫煙の防止に関する条例及び施行規則施行
- ○平成18年 6月: 重点区域として、川崎駅、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼駅及び新百合ケ丘駅周辺を指定
- ○平成18年10月:罰則規定施行 過料2,000円
- ○平成22年12月:重点区域として、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を指定
- ○平成26年 3月:武蔵小杉駅南口地区西・東街区の整備完了に伴い武蔵小杉駅周辺の重点区域を変更(拡大)
- ○平成27年 4月: 重点区域として、新川崎・鹿島田駅周辺を指定
- ○平成29年 1月: 武蔵溝ノロ駅周辺の重点区域を変更(拡大)
- ○平成30年 3月:川崎駅周辺の重点区域を変更(拡大)

(3) 重点区域について

ア 重点区域指定の考え方

路上喫煙対策と散乱防止対策の事業を連携して進めるため「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」におけ る重点区域と同じ区域を指定しております。散乱防止の重点区域指定の基準として、「散乱防止重点区域の指定等に 関する要綱」において、都市計画マスタープラン等の地域拠点の中で、駅前広場や駅周辺の整備状況等を検討し、 人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街 等への道路等を指定しています。

イ 区域を限定することによる効果

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を 行うことで、区域外(市内全域)への波及効果が期待でき、また条例の周知・PR等の効果が高いと考えています。

ウ 罰則の適用

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの遵守は不可欠です。また、 ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は、一定程度必要であるため、適用範囲を重点区域内に限定したう えで罰則を適用しています。

※市内の重点区域(計7地区を指定)

川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、 新百合ヶ丘駅周辺

3 路上喫煙防止に向けた取組について

○路上喫煙防止対策指導員による巡回指導

(会計年度任用職員18名(客引き行為等防止対策も兼務)により、调5日、重点区域を中心に6:30~22:00の間で巡回)

- ○啓発キャンペーン活動(ポイ捨てと連携し、重点区域内の駅を中心に、毎月各区の様々な駅にて実施)
- ○路面標示、のぼり旗・電柱幕の設置
- ○各種広報の実施(ポスター掲示、市インターネットホームページへの掲載、市営バス車内広報等)
- ○市内の市立学校(小学校、中学校、高等学校)、市立保育園及び民営保育園に啓発用ポスター・ステッカーを配布し、 掲示を依頼。
- ○指定喫煙場所の改修(武蔵小杉駅横須賀線口(令和元年12月)、川崎駅西口(令和2年3月))

<ポスターイメージ> <電柱幕・のぼり旗イメージ> <路面表示イメージ> <啓発物品イメージ>











表1) 路上喫煙防止対策指導員による注意・指導及び罰則適用実績

表2) 通行人に占める喫煙者率(重点区域内)

	注意・指導数	喫煙中止数	罰則適用	割合(中止数)		通行者数	喫煙者数	喫煙者率
平成26年度	10.644	10,637	7	99.93%	H26.4	12, 282	9	0.07%
平成27年度	11, 322	11. 316	6	99.95%	H27.4	15,094	9	0.06%
平成27年度	8. 735	8. 729	5	99.93%	H28.4	14, 222	6	0.04%
平成28年度	8, 531	8, 524	0	99.93%	H29.4	14,027	6	0.04%
平成29年度	7. 750	7. 747	0		H30.4	13.787	5	0.04%
平成30年度	.,	.,	0	99.96%	H31.4	15, 297	7	0.05%
十成31年度	6, 024	6, 022	U	99.97%	R02.7	11. 157	6	0.05%

表3) 通行人に占める喫煙者率(重点区域外)

	通行者数	喫煙者数	喫煙者率
R01.10	12,081	1 6	0.13%
R02.7	7, 565	1 3	0.17%

【参考1】相模原市における重点禁止地区及び禁止地区

重点禁止地区:市内3鉄道駅周辺(橋本駅、相模原駅、相模大野駅)※罰則適用有

禁止地区:市内13鉄道駅周辺(矢部駅、淵野辺駅、古淵駅、南橋本駅、上溝駅、番田駅、原当麻駅、下溝駅、相武 台下駅、相模湖駅、藤野駅、小田急相模原駅、東林間駅)及び市内16鉄道駅から半径500m以内に立地 する保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の外周道路

【参考2】千代田区及び他政令指定都市における地域による取組

千代田区:「千代田区生活環境条例啓発員設置要綱」に基づき、地域団体から推薦された者に委嘱し、啓発活動

さいたま市: 路上禁煙推進モデル地区(3か所)を設定し、地域団体と協定を結び啓発活動を実施

大阪市:たばこ市民マナー向上エリア制度として、地域団体と協定を結び啓発活動を実施

北九州市: 迷惑行為防止活動推進地区(5か所)を設定し、地域団体から推薦された者に委嘱し、啓発活動を実施

【参考3】他政令指定都市における民間委託による取組

さいたま市、横浜市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市において、民間委託により巡回及び啓発活動を実施

令和2年度路上喫煙防止等統一キャンペーン年間計画表

資料2

	4月			5月	6月(ごみ	(0キャンペーン)		7月		8月		9月		
	日•曜日	実施場所	日•曜日	実施場所	5月	実施場所	日•曜日	実施場所	日•曜日	実施場所	日•曜日	実施場所		
川崎区	6日(月)	JR川崎駅北口	11日(月)	京急川崎駅前	29日(金)	JR川崎駅東口	6日(月)	JR川崎駅北口	3日(月)	京急川崎駅前	7日(月)	JR川崎駅東口		
幸区	16日(木)	鹿島田駅前	14日(木)	新川崎駅前	29日(金)	川崎駅西口	2日(木)	尻手駅前	6日(木)	川崎駅西口	3日(木)	鹿島田駅前		
中原区	2日(木)	武蔵新城駅	7日(木)	武蔵中原駅	29日(金)	武蔵小杉駅(東急東横線東口)	2日(木)	平間駅	6日(木)	元住吉駅	3日(木)	向河原駅		
高津区	7日(火)	溝口(北•西口)	12日(火)	溝口(南口)	29日(金)	溝口(北•西口)	7日(火)	溝口(南口)	4日(火)	溝口(北•西口)	1日(火)	溝口(南口)		
宮前区	8日(水)	宮前平駅	13日(水)	宮崎台駅	29日(金)	鷺沼駅	8日(水)	鷺沼駅	5日(水)	宮前平駅	2日(水)	鷺沼駅		
多摩区	7日(火)	向ヶ丘遊園駅	12日(火)	中野島駅	29日(金)	登戸駅	7日(火)	向ヶ丘遊園駅	4日(火)	稲田堤駅	1日(火)	登戸駅		
麻生区	6日(月)	新百合ヶ丘駅	11日(月)	新百合ヶ丘駅	29日(金)	新百合ヶ丘駅	6日(月)	新百合ヶ丘駅	3日(月)	新百合ヶ丘駅	7日(月)	新百合ヶ丘駅		
	10月(約	10月(統一美化活動)		11月		12月		1月		2月	3月			
	9月	実施場所	日•曜日	実施場所	日•曜日	実施場所	日曜日	実施場所	日•曜日	実施場所	日■曜日	実施場所		
川崎区	27日(日)	JR川崎駅東口	2日(月)	JR川崎駅北口	7日(月)	京急川崎駅前	4日(月)	JR川崎駅東口	1日(月)	JR川崎駅北口	1日(月)	京急川崎駅前		
幸区	27日(日)	川崎駅西口	5日(木)	矢向駅前	3日(木)	新川崎駅前	14日(木)	鹿島田駅前	4日(木)	新川崎駅前	4日(木)	川崎駅西口		
中原区	27日(日)	武蔵小杉駅(北口)	5日(木)	武蔵新城駅	3日(木)	武蔵中原駅	7日(木)	武蔵小杉駅(横須賀線口)	4日(木)	平間駅	4日(木)	新丸子駅		
高津区	27日(日)	溝口(北•西口)	10日(火)	溝口(南口)	1日(火)	溝口(北•西口)	5日(火)	溝口(南口)	2日(火)	溝口(北•西口)	2日(火)	溝口(南口)		
宮前区	27日(日)	鷺沼駅	4日(水)	宮崎台駅	2日(水)	鷺沼駅	6日(水)	宮前平駅	3日(水)	鷺沼駅	3日(水)	宮崎台駅		
多摩区	25日(金)	向ヶ丘遊園駅	10日(火)	中野島駅	1日(火)	登戸駅	5日(火)	向ヶ丘遊園駅	9日(火) 生田駅		2日(火)	登戸駅		
麻生区	25日(金)	新百合ヶ丘駅	2日(月)	新百合ヶ丘駅	7日(月)	新百合ヶ丘駅	4日(月)	新百合ヶ丘駅	1日(月)	新百合ヶ丘駅	1日(月)	新百合ヶ丘駅		

路上 喫煙 通行量調査集計(平日午前8時から9時)

資料3

0	調査地点	į

区名	重点区域名	調査場所	
川崎区	川崎駅周辺(東口)	川崎区砂子	横浜銀行付近(JR川崎駅方向から市役所方向)
		幸区大宮町	川崎駅西口信号手前ラゾーナ側 (JR川崎駅方向から大宮町方向) H18.4・H19.4
幸区	川崎駅周辺(西口)	幸区堀川町	川崎駅西口バスターミナル前 (JR川崎駅方向から産業振興会館方向)H20.4~
후 수		幸区堀川町	川崎駅西口バスターミナル北東側交差点 ラゾーナ川崎レジデンス前 (JR川崎駅方向から産業振興会館方向) H30.4~
	新川崎駅・鹿島田駅周辺	幸区鹿島田	セブンイレブン前(新川崎駅・鹿島田駅間)H27.4~
中原区	武蔵小杉駅周辺	中原区小杉町	小杉ビルディング前(JR小杉駅方向からタワ ー プレイス方向)
高津区	武蔵溝ノロ駅周辺	高津区溝口	キラリデッキ上 (JR武蔵溝ノロ駅方向から丸井方向)
宮前区	鷺沼駅周辺	宮前区鷺沼	駅前広場LITTLEMERMAID前(鷺沼駅方向から東急ストアフレルさぎ沼店方向:相互)
多摩区	登戸・向ヶ丘遊園駅付近	多摩区登戸	大樹生命登戸ビル前(JR登戸方向から向ヶ丘遊園駅方向)
麻生区	新百合ケ丘駅周辺	麻生区新百合ケ丘	デッキ上イトーヨーカド一前(新百合ケ丘駅方向から川崎西合同庁舎方向)

〇 調査結果

調宜結果				:	全通行人	 数				うち喫煙者数									
	川崎駅 (東口)	川崎駅 (西口)	新川崎・鹿 島田駅	武蔵 小杉駅	武蔵 溝ノロ駅	鷺沼駅	登戸駅	新百合ヶ丘駅	計	川崎駅(東口)	川崎駅 (西口)	新川崎•鹿 島田駅	武蔵 小杉駅	武蔵 溝ノロ駅	鷺沼駅	登戸駅	新百合ヶ丘駅	計	喫煙者率
条例施行前										97									
H18. 03	2, 259								2, 259		10		0.7	0.5	0.4	0.1	10	97	4. 29
1110 04	0 007	400		0 040	0 000	1 600	211	000	10 000	35	18 4. 29%		37	25 1. 23%	24 1.41%	21 6. 75%	1. 93%	170	1 77
H18. 04	2, 287	420		2, 348	2, 033	1, 699	311	932	10, 030	1. 53%	4. 29%		1. 58%	1. 23%	1.41%	0. 75%		178	1. 77
H19.04	2, 207	314		2, 948	2, 128	1, 437	321	706	10, 061	0. 63%	2. 23%		0.07%	0.09%	0.35%			45	0. 45
										5	1		7	0	3	13			
H20. 04	1, 995	2, 420		3, 237	1, 486	1, 584	308	711	11, 741	0. 25%			0. 22%	0.00%	0.19%	4. 22%	0.00%	29	0. 25
H21. 04	2, 160	1. 913		4. 065	2, 494	1. 685	270	821	13, 408	0.79%	0.00%		0.10%	0.00%	0.18%	1. 85%	0.37%	32	0. 24
1121.04	2, 100	1, 510		4, 000	2, 404	1, 000	210	021	10, 400	5. 75%	0.00%		6. 10%	0.00%	2.10%	7.00%	1	- 02	0. 24
H22, 04	2, 166	1, 908		3, 564	2, 586	1, 700	252	901	13, 077	0. 23%	0.00%		0.17%	0.00%	0.12%	2. 78%	0.11%	21	0, 16
										5	0		8	1	1	3	0		
H23. 04	1, 765	1, 816		2, 238	2, 048	1, 954	469	841	11, 131	0. 28%	0.00%		0.36%	0.05%	0.05%	0.64%	0.00%	18	0. 16
1104 04	1 000	1 707		0 711	0 107	1 000	001	1 000	11 004	7	0.00%		3	0 00%	1	0 00%	0 000	10	0.10
H24. 04	1, 988	1, 797		2, 711	2, 107	1, 908	331	1, 092	11, 934	0.35%	0.06%		0.11%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	12	0. 10
H25. 04	1, 624	1, 666		2, 706	2, 491	1, 839	428	897	11, 651	0.06%	0.06%		0.15%	0.00%	0.05%	0. 23%	0.00%	8	0. 07
				·		·			·	2	0		6	0	0	1	0		
H26. 04	1, 664	2, 514		2, 587	2, 284	1, 899	403	931	12, 282	0.12%	0.00%		0. 23%	0.00%	0.00%	0. 25%	0.00%	9	0.07
									45 004	2	0	0	4	1	0	2	0		0.00
H27. 04	1, 803	4, 485	811	2, 560	2, 182	1, 899	364	990	15, 094	0.11%	0.00%	0.00%	0.16%	0.05%	0.00%	0. 55%	0.00%	9	0.06
H28. 04	1 357	4, 113	808	2, 592	2, 001	1, 929	444	978	14, 222	0.15%	0.00%	0. 25%	0.04%	0.00%	0.00%	0. 23%	0.00%	6	0. 04
1120.04	1,007	7, 110	000	2, 002	2, 001	1, 525		370	17, 222	3	0.00%	1	1	0.00%	1	0.20%			0.04
H29. 04	1, 774	3, 826	734	2, 604	1, 879	1, 849	397	964	14, 027	0.17%	0.00%	0.14%	0.04%	0.00%	0.05%	0.00%	0.00%	6	0.04
										1	0	0	2	1	0	1	0	_	
H30. 04	1, 564	4, 130	649	2, 352	2, 092	1, 745	396	859	13, 787			0.00%	0.09%		0.00%	0. 25%		5	0.04
H31. 04	1, 741	4, 742	658	2, 632	2, 240	1. 856	432	996	15, 297	0.00%	0.00%	0.15%	0.11%	0.00%	0.00%	0. 69%		7	0, 05
1101.04	1, 171	τ, 1-72	000	2, 002	2, 2-10	1, 550	702	330	10, 207	0.00%	0.00%	2.10%	1	0.00%	2.00%	1	0.00%		0.00
R02. 07	1, 415	3, 030	475	1, 651	1, 656	1, 976	271	683	11, 157	0.00%	0.00%	0. 42%	0.06%	0.00%	0.10%	0.37%	0.00%	6	0.05

路上 喫煙 通行量調査集計(平日午前8時から9時)

〇 調査地点

区名	調査場所		
中原区	武蔵新城駅周辺	中原区新城	川崎第一ホテル武蔵新城前(武蔵溝ノロ駅方向から武蔵新城駅方向)
中原区	武蔵中原駅周辺	中原区上小田中	富士通研究所前(多摩川方向から武蔵中原駅方向:相互)
中原区	元住吉駅周辺	中原区木月	三菱UFJ銀行元住吉支店前(ブレーメン通り方向から元住吉駅方向)
中原区	新丸子駅周辺	中原区新丸子町	小島屋ビル前(多摩川方向から武蔵小杉駅方向:相互)
高津区	梶が谷駅周辺	高津区末長	東急ストア梶が谷店前(東急ストア方向から梶が谷駅方向)
宮前区	宮前平駅周辺	宮前区小台	ローソン脇(国道246号線方向から宮前平駅方向: 相互)
宮前区	宮崎台駅周辺	宮前区宮崎	ファミリーマート前(梶が谷駅方向から宮崎台駅方向)
多摩区	生田駅付近	多摩区生田	Odakyu OX生田店前(Odakyu OX生田店前から生田駅方向)
多摩区	稲田堤駅付近	多摩区菅稲田堤	星の子愛児園前(京王稲田堤駅方向からJR稲田堤駅方向)

つ 調査結果

ر	調査結果																					
			全通行人数													うち喫煙	要者数					
		武蔵 新城駅	武蔵 中原駅	元住吉駅	新丸子駅	梶が谷駅	宮前平駅	宮崎台駅	生田駅	稲田堤駅	計	武蔵 新城駅	武蔵 中原駅	元住吉駅	新丸子駅	梶が谷駅	宮前平駅	宮崎台駅	生田駅	稲田堤駅	計	喫煙者率
	R01. 10	1, 051	1 605	2, 489	279	994	1, 864	1, 995	451	1 252	12, 081	2	2	0	5	3	3	1	0	0	16	0, 13
	KU1. 10	1,001	1, 000	2, 409	219	334	1, 604	1, 990	401	1, 303	12, 001	0. 19%	0.12%	0.00%	1. 79%	0.30%	0.16%	0.05%	0.00%	0.00%	10	0. 13
	R02. 01	968	1 673	2, 544	375	1 106	2, 160	2 156	478	1 38/	12, 844	1	2	0	11	0	2	0	2	0	18	0.14
	102.01	300	1, 075	2, 544	373	1, 100	2, 100	2, 100	470	1, 304	12, 044	0.10%	0.12%	0.00%	2. 93%	0.00%	0.09%	0.00%	0.09%	0.00%	10	0. 14
	R02. 07	765	1, 066	1. 903	371	825	559	800	292	984	7, 565	0	0	0	6	2	2	3	0	0	13	0, 17
	102.07	103	1,000	1, 903	3/1	023	339	000	292	292 984	7, 303	0.00%	0.00%	0.00%	1. 62%	0. 24%	0.36%	0.38%	0.00%	0.00%	13	0, 17

陳情の要旨に対する本市の考え方等

陳情の	要旨	本市の考え方等
1 川崎市たばこルールの制定に[向けたアンケートの実施	・屋外の喫煙については「改正健康増進法」、また「川崎市路上喫煙防止に関する条例」において一定程度規定されているところですので、ルールの制定を目的としたアンケートの実施は予定していませんが、より一層、喫煙する際のマナー、ルールに関する普及啓発に努めてまいりたいと考えています。
2 保育園・学校等の周辺(半径 500m)に準重点区域などを設定	喫煙禁止区域の指定につい て	・たばこの火から市民等の身体及び財産の安全の確保を図ることを目的として路上喫煙防止条例を制定し、特に人通りの多い主要駅周辺を中心とする7つの地域を重点区域に指定して、路上での喫煙を禁止するとともに、過料の徴収を伴う罰則を設けています。 ・重点区域においては喫煙を禁止する一方、喫煙自体は違法ではありませんので、重点区域内での路上喫煙を防ぐ目的で、一定の場所に喫煙者を誘導する指定喫煙場所を設けるとともに、併せて条例の実効性を確保するために、指導員による巡回指導を実施しています。 ・市内の保育園や学校周辺を喫煙禁止区域に指定することについては、路上喫煙防止条例の目的である「たばこの火から市民等の身体及び財産の安全の確保を図る」という観点から、通行量等を勘案し、また、新たに禁止区域を指定することで、指定喫煙場所の適地を確保することについての検討も必要となります。併せて、巡回指導等を実施する指導員の拡充をはじめとする実効性を確保するための取組も求められるところです。 ・こうしたことを鑑み、路上喫煙防止条例の枠組での保育園・学校の周辺等を、新たな喫煙禁止区域として設定することは難しいと考えています。
	地域の方による喫煙者に対す る注意・指導について	・指導等の実施時におけるトラブル等の発生を想定し、一定の対人能力や危機対処能力及 び経験を有する警察OBを指導員として採用し、2人以上の班により巡回を実施しているとこ ろであり、地域の方がトラブルに巻き込まれる可能性も想定されることから、制度の導入は難 しいと考えています。
	保育園・学校等の周辺におけ る対策強化について	・重点区域以外の地域においても、指導員の巡回や啓発キャンペーン及び啓発物の掲出等を実施しており、あわせて市内の市立学校(小学校、中学校、高等学校)、市立保育園及び民営保育園に啓発用ポスター・ステッカーを配布し、掲示を依頼したところです。 ・路上喫煙者が多く見られるとの意見のある地域については、電柱幕の掲示を行うことにより個別に対応しているところであり、今後も要望に対して柔軟に対応していきたいと考えています。
3 市内の路上喫煙に関するポスタ	マーの質向上	・耐水性向上を図るため、水に強い合成紙に変更しました。 ・視認性向上を図るため、まちの景観に配慮した色調の範囲内で、デザインを変更しました。